

○山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則

平成30年3月30日山形県規則第37号

山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則をここに公布する。

山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則

(使用の目的)

第1条 農業総合研究センター所長（以下「所長」という。）は、試験研究等の目的で管理する器具又は機械の一部について、6次産業化（生産から加工及び流通までを総合的かつ一体的に行うことにより、新たな付加価値を生み出すことをいう。）の推進を図るため適当であり、かつ、農業総合研究センターの業務に支障を来さない認められるときは、この規則の定めるところにより使用させることができる。（料金の徴収等）

第2条 県は、別表に掲げる器具又は機械を使用する者から同表に定める額の料金を徴収する。

2 前項の料金は、所長が特に必要と認めた場合を除き、使用前に一時に徴収する。

3 所長は、公益上必要と認めたときは、第1項の料金の全部又は一部を減額することができる。

4 既に徴収した料金は、使用を開始する日の7日前までに使用の中止を申し出た場合及び第4条の規定により使用を中止した場合を除き、還付しない。

(使用の承認)

第3条 器具又は機械の一部を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を所長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の承認に安全上、衛生上又は農業総合研究センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 所長は、第1項の承認をしたときは使用の場所、日時、器具又は機械の名称、使用の条件及び料金の額を、承認しなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用の制限)

第4条 前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用期間中であっても、県が使用の承認に係る器具又は機械を必要とするときは、その使用を中止しなければならない。

(使用の停止)

第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、所長は、使用者に対し、いつでも、使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が器具又は機械を使用の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 使用者が器具又は機械をその備付の場所を離れて使用したとき。

(3) その他所長が承認した使用条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月2日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表農業総合研究センター所長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

3 山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則に基づく次の事項

(1) 第2条第2項の規定による料金の徴収の特例に関すること

(2) 第2条第3項の規定による料金の減額に関すること

(3) 第3条の規定による使用の承認に関すること

(4) 第5条の規定による使用の停止に関すること

別表

設置場所	器具又は機械	単位	料金の額
洗浄室	枝豆さやもぎ機	1時間	400円
	野菜洗浄機	1時間	370円
	食品脱水機	1時間	380円
一次加工室	かくはん機付き蒸気回転釜	1時間	740円
	マスコロイダー	1時間	520円

	ガスコンロ	1 時間	740円
	野菜スライサー	1 時間	390円
	野菜裁断機	1 時間	420円
	ジューサー	1 時間	770円
	パルパーフィニッシャー	1 時間	530円
	ドラムドライヤー	1 時間	840円
	枝豆さやむき機	1 時間	410円
加工室 1	真空フライヤー	1 時間	530円
	スチームコンベクションオーブン	1 時間	820円
	ドウコンディショナー	1 時間	450円
	蒸し器	1 時間	580円
	ガスコンロ	1 時間	740円
	卓上ミキサー	1 時間	370円
	ブレンダー	1 時間	400円
	ブリクサー	1 時間	410円
	ガス充てんシーラー	1 時間	440円
	ガス充てん真空包装機	1 時間	460円
	半自動カップシール機	1 時間	4,740円
	ピロー包装機	1 時間	1,370円
	ライスケーキマシン	1 時間	600円
	食品乾燥機	8 時間	1,460円
据え置き型ミキサー	1 時間	410円	
加工室 2	蒸気回転釜	1 時間	730円
	殺菌槽	1 時間	1,040円
	レトルト殺菌機	1 時間	1,330円
	加圧減圧かくはん試験機	1 時間	1,020円
	ブラストチラー	1 時間	520円
	ガスコンロ	1 時間	740円
	汎用充てん機	1 時間	450円
	フードカッター	1 時間	400円
	水物シーラー	1 時間	410円
	真空包装機	1 時間	540円
	温度履歴記録装置	1 時間	560円
	瓶詰め機	1 時間	420円
	エア式打栓機	1 時間	460円
	PPキャップシーマー	1 時間	470円
	炭酸飲料製造装置	1 時間	640円
	アイスクリーム製造機	1 時間	610円
	パステライザー	1 時間	640円
	アイスクリーム充てん機	1 時間	450円
	移送ポンプ	1 時間	490円
	カップ打栓機	1 時間	360円
リトル缶密封締め機 (クリンパー)	1 時間	370円	
包装室	金属検出機	1 時間	430円
	エックス線異物検出装置	1 時間	770円
	ラベルプリンター	1 時間	610円

(注) 使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。